

回 答 書

業務名： 三原市もやすごみ処理施設整備基本構想策定業務委託

	質 問 事 項	回 答
1	【仕様書 P5 第 2 章第 1 節 本業務の位置付けと留意事項】 本業務と前段業務の履行期間は一部で重複しているとありますが、前段業務と重複している期間をご教示願います。	前段業務の工期が 9 月 30 日であるため、2 ヶ月程度重複しています。 ただし、前段業務の進捗によってはこの限りではありません。
2	【仕様書 P5 第 2 章第 1 節 本業務の位置付けと留意事項】 本仕様書のうちどの項目が前段業務で検討中かご教示願います。また、検討結果をいただける時期についてもご教示願います。	基本的な検討は完了しており、現在は細部の調整を行っています。 検討結果は 9 月 30 日以降に示せるよう鋭意作業中ですが、進捗状況によってはこの限りではありません。 なお、このことを理由とした本業務の工期延伸は考えていません。
3	【仕様書 P6 第 2 章第 2 節 1. (2)ごみ処理量等の整理】 尾道市へのヒアリングは、受注者が実施すると理解してよろしいでしょうか。また、ヒアリングによる 実績及び将来推計が得られなかった場合（尾道市からヒアリングを断られた場合を含む）、既存資料等による整理を行うことでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

4	【仕様書 P6 第 2 章第 2 節 4. (3)施設規模】 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック分別の影響」については、前段業務の検討結果をご提供頂けると理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
5	【仕様書 P6 第 2 章第 2 節 5. 議会特別委員会の対応】 特別委員会への出席回数は、「第 1 号直接人件費内訳書」より 2 回と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
6	【仕様書 P6 第 2 章第 2 節 5. 議会特別委員会の対応】 特別委員会の議事録作成は不要と理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。